ふぐ浮延縄漁業の禁止

島根海区漁業調整委員会指示第29－２号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について、次のとおり指示する。

平成29年12月26日

島根海区漁業調整委員会会長　岸　　宏

１　制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはならない。

２　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年１月１日から平成32年12月31日までとする。